

国立大学法人富山大学遺伝子解析研究に関する倫理審査委員会の専門委員会細則

平成18年1月19日制定
平成19年4月1日改正
平成20年4月1日改正
平成21年4月1日改正
平成24年10月1日改正
平成26年6月24日改正
平成28年12月1日改正

第1条 この細則は、国立大学法人富山大学遺伝子解析研究に関する倫理審査委員会規則第9条第3項の規定に基づき、専門委員会に関し必要な事項を定める。

第2条 専門委員会は、国立大学法人富山大学遺伝子解析研究に関する倫理審査委員会(以下「倫理審査委員会」という。)から付託された遺伝子解析研究に関する専門的事項及び倫理審査申請等について、調査し、検討することを目的とする。

第3条 専門委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 倫理審査委員会委員 若干人
- (2) 前号に掲げる者以外の本学の教員 若干人

2 専門委員会の委員は、倫理審査委員会委員長が委嘱する。

3 第1項第2号に掲げる委員の任期は、倫理審査委員会委員長が必要と認めた期間とする。

第4条 専門委員会に委員長を置き、委員のうちから倫理審査委員会委員長が指名する。

2 委員長は、専門委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名した委員がその職務を代行する。

第5条 専門委員会は、委員の半数以上が出席し、かつ、第3条第1項第1号に定める委員が1名以上出席しなければ議事を開くことができない。

第6条 専門委員会が必要と認めたときは、委員以外の者を出席させ、意見等を聴くことができる。

第7条 専門委員会は、調査・検討結果を速やかに調査・検討結果報告書(別紙様式)により倫理審査委員会に報告しなければならない。

第8条 専門委員会の事務は、病院事務部病院経営企画課において処理する。

第9条 この細則に定めるもののほか、専門委員会に関し必要な事項は、専門委員会が別に定める。

附 則

この細則は、平成 18 年 1 月 19 日から施行する。

附 則

この細則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この細則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この細則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この細則は、平成 24 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この細則は、平成 26 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この細則は、平成 28 年 12 月 1 日から施行する。

別紙様式

平成 年 月 日

調査・検討結果報告書

富山大学遺伝子解析研究に関する
倫理審査委員会委員長 殿

(所属・職名)

(氏名)

専門委員会委員長 _____
委 員 _____
委 員 _____
委 員 _____
委 員 _____

下記のとおり報告いたします。

記

1 付託事項

2 調査・検討概要

3 総合所見